

製造業における職長等の能力向上教育

一般社団法人群馬労働基準協会連合会

製造業における職長の能力向上教育は、労働安全衛生法に義務付けられている就任時教育に加えて、厚生労働省が示す要綱において、定期（おおむね5年ごと）に実施すべきとされています。厚生労働省は令和2年3月31日基発 0331 第7号通達において製造業における職長等能力向上教育の詳細について示しました。

製造業における職長の能力向上教育は、業務に関連する労働災害の動向、技術革新の社会経済情勢、事業場における職場環境の変化等に対応した職長の能力を向上させる教育とされています。

生産現場において職長に期待される指導力や監督としての役割をより一層レベルアップさせるために必要となる教育を行い、製造業における労働災害ゼロを目指すものです。

製造業における職長等の能力向上教育

日 程	令和3年6月14日（月） 午前9時～午後5時
会 場	勢多会館 前橋市南町4-30-3 3階会議室
定 員	55名
対象者	・機械設備等を大幅に変更した時の職長等教育修了者 （安全衛生法に義務付けられている） ・職長としての職務に就いておおむね5年を経過した者
科目等 （抜粋）	・職長等として行うべき労働災害防止及び労働者に対する指導又は監督の方法に関すること ・グループ演習
講習料	11,990円（受講料、テキスト代、消費税含む。） ■ 直接お申し込みいただくか、口座振込みでお願いします。
申込先	一般社団法人群馬労働基準協会連合会 〒371-0805 前橋市南町4丁目30番地の3 勢多会館2階 電話：027-212-9275 FAX：027-289-5178

製造業における職長等の能力向上教育 申込書 兼 受講券

(一社)群馬労働基準協会連合会 殿
FAX 027-289-5178

※受講番号

講習日	令和3年 6月14日(月) 9時00分開講		※事務局記入欄
受講者	フリガナ		生 年 月 日
	氏 名	男・女	昭和 年 月 日 平成
	現住所	〒 携帯 - - TEL - - FAX - -	
勤務先	事業場名		
	所在地	〒 TEL - - FAX - -	
	担当者名	(所属)	
お支払方法	月 日 振込・現金	円× 名分=	円
当連合会への連絡事項			

※受講受付	
-------	--

※受付日		※納入日		※確認	
/		/ 振・現			

- 【注】太枠内は必ず記入して下さい。
- 受講者欄については楷書で正確に記入して下さい。
 - 申込はFAXにてお願いします。
 - 定員になり次第締め切りとなります。
 - 講習料は、講習日の7日前までに納入して下さい。振込手数料はお客様負担でお願いします。
 - 複数の講習料を合わせて振込む場合は、合算振込内訳書をFAXしてください。
 - 取消は講習日の7日前までに。それ以降の取消の場合、講習料はお返しできません。
 - 請求・領収書を希望される場合は、返信用封筒をお願いします。

〔申込先〕 (一社)群馬労働基準協会連合会 前橋市南町4丁目30番地の3 ☎ 027-212-9275

〔振込先〕 ㊦ 群馬銀行 野町支店 普通 No.0575741 一般社団法人群馬労働基準協会連合会

〔講習会場〕 勢多会館 前橋市南町4-30-3 連合会携帯 ☎ 090-3319-7628
--

記載された個人情報につきましては、個人情報の保護に関する法律に従い、修了証発行等労働安全衛生法に基づく事務処理に限定して使用し、他の用途に使用することはありません。